

第3章・第4章. バリアフリー化の方針及び実施事業

バリアフリー化の方針

生活関連施設の
バリアフリー化の推進

生活関連経路の
バリアフリー化の推進

公共交通機関の
バリアフリー化の推進

心のバリアフリーの
推進

事業	事業者	事業内容	
公共交通 特定事業	鉄道事業者	通路	・ホーム上の柱等の安全性の確保
		案内	・利用者にとって必要な情報提供
		心のバリアフリー	・職員教育によるサポート体制の充実
	バス事業者	車両	・低床車両の導入
		バス停	・バス停の利用環境の向上
		案内	・音声による行き先等の案内
		心のバリアフリー	・適切な待遇、車いす対応等の継続的な教育の実施
	タクシー 事業者	車両	・UDタクシーの導入
		心のバリアフリー	・タクシー事業者間の共通したサービスの提供 ・適切な待遇、車いす対応等の継続的な教育の実施
道路 特定事業	道路管理者	改善 維持・管理	・交差点のバリアフリー化 ・定期的な歩道の維持管理
		心のバリアフリー	・不法占用看板・工作物・自転車等に対する指導及び撤去
都市公園 特定事業	公園管理者	平塚市総合公園 湘南海岸公園	・バリアフリー施設の点検、適切な維持管理
交通安全 特定事業	交通管理者	安全性の確保	・音響式信号機等の設置 ・違法駐車取締り、自転車マナー等の広報・啓発
教育啓発 特定事業	平塚市	心のバリアフリー	・学校教育を通じた福祉教育の推進 ・疑似体験を取り入れた学習機会の提供 ・福祉ボランティアの育成 ・様々なイベントや冊子等を活用した啓発 ・路上占有物（商品、看板等）防止のための啓発 ・商店等への啓発（接客対応等） ・ホームページを活用したバリアフリー情報の提供 ・バリアフリーマップの作成
その他 の事業	平塚市	平塚駅周辺の 移動円滑化	・駅前広場等と改札階のバリアフリー経路の維持管理 ・駅前広場等を結ぶ歩行空間の確保の検討 ・案内情報施設の設置
		平塚駅周辺の 駐輪対策	・駐輪場の整備 ・自転車利用者のルール・マナーの遵守意識の向上 ・放置自転車の撤去
		歩行者の 安全対策	・路面標示等による安全な歩行空間の検討 ・歩行者、自転車の通行区分の検討
		公共サイン	・駅前広場や公共施設等への案内表示等の設置・修繕

※青枠は改定箇所（法改正による追加事業）を示します。

第5章. 基本構想の推進に向けて

- 事業者は、本基本構想に即すとともに、国の目標値を参考にして事業計画を作成します。
- 本市は、平塚市バリアフリー推進協議会を通して、事業計画の進捗状況等の確認、利用者意見の聴取、事業者との連携強化により、事業の円滑な推進を図ります。
- 協議会では必要に応じて「まちの点検」を実施し、状況に合わせた事業計画の見直しを行います。

第6章. まちづくりへの展開

- 重点整備地区におけるハード・ソフトが一体となった総合的なバリアフリー化の取組を推進し、市域全体への様々なバリアの解消を目指します。
- 心のバリアフリーの必要性を浸透させることで、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人にやさしいまちづくりを目指します。

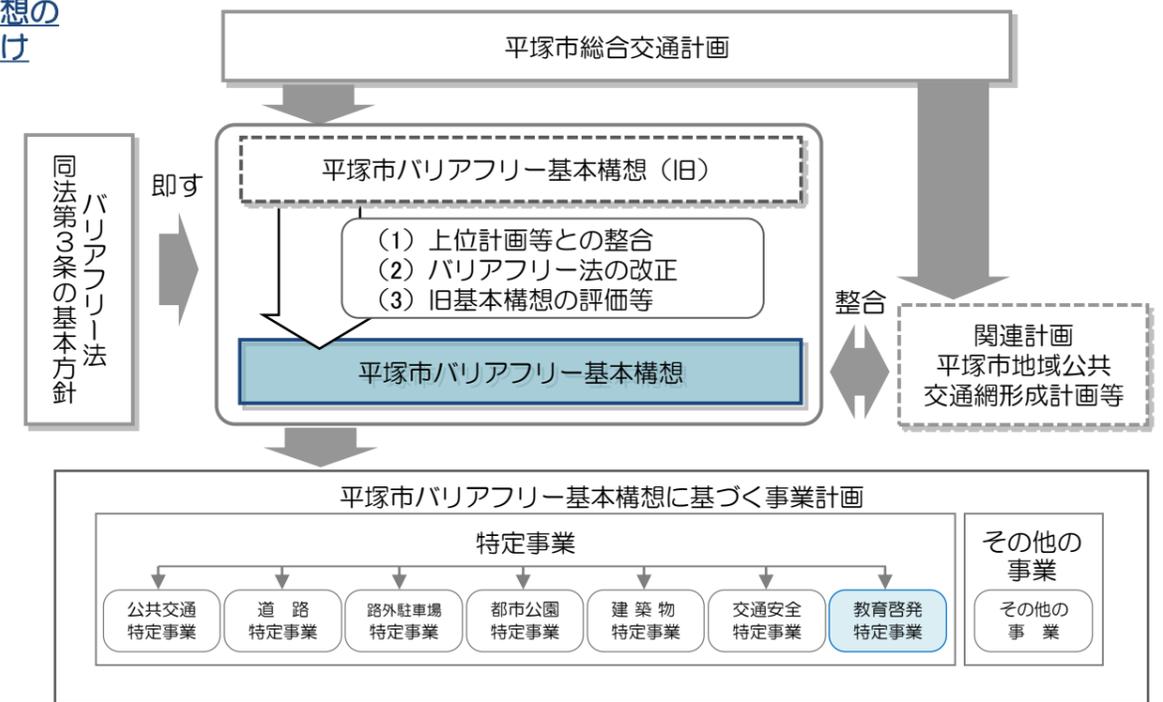
第1章. 基本構想策定の趣旨

平塚市バリアフリー基本構想の目的や位置付け等を以下に示します。

背景・目的

- 本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」）及び同法第3条の基本方針に基づき、平成26年3月に「平塚市バリアフリー基本構想」（以下「旧基本構想」）を策定し、平塚駅周辺の重点整備地区を中心に、平塚市バリアフリー推進協議会を通じて、バリアフリー化の整備を推進してきました。
- 令和2年6月のバリアフリー法の改正では、学校教育と連携した心のバリアフリーの推進に関する事項が追加されるなど、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化の取組がますます重要になっています。
- 本市は、これまで積み重ねてきたバリアフリー化の取組をさらに推進し、誰もが利用しやすい環境整備を促進するため、バリアフリー法の改正等を踏まえて、「平塚市バリアフリー基本構想」を策定します。

基本構想の位置付け



※青枠は改定箇所（法改正による追加事業）を示します。

策定方針

バリアフリー法や上位計画、関連計画との整合を図り、本基本構想の策定方針を次のとおり定めます。

- 方針1 まちづくりの進展や利用者ニーズを踏まえた重点整備地区の設定
- 方針2 すべての人にやさしいまちづくりの推進 ※改定箇所（地区拡大）
- 方針3 心のバリアフリーの推進 ※改定箇所（教育啓発特定事業の追加）
- 方針4 事業内容の段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

目標年次

- 本市は、本基本構想に基づきバリアフリー化の取組を継続的に推進します。
- 本基本構想の重点整備地区における各施設整備（旅客施設、車両、道路、公園、建築物等）の目標年次は、バリアフリー法第3条の基本方針に掲げる目標年次との整合を図り、基本構想に基づく事業計画で具体的な事業期間を定めます。（法改正の際には、事業期間の変更を検討します。）
- 心のバリアフリーの推進など未来永劫取り組むソフト施策は継続的に推進します。

第2章. 重点整備地区の設定

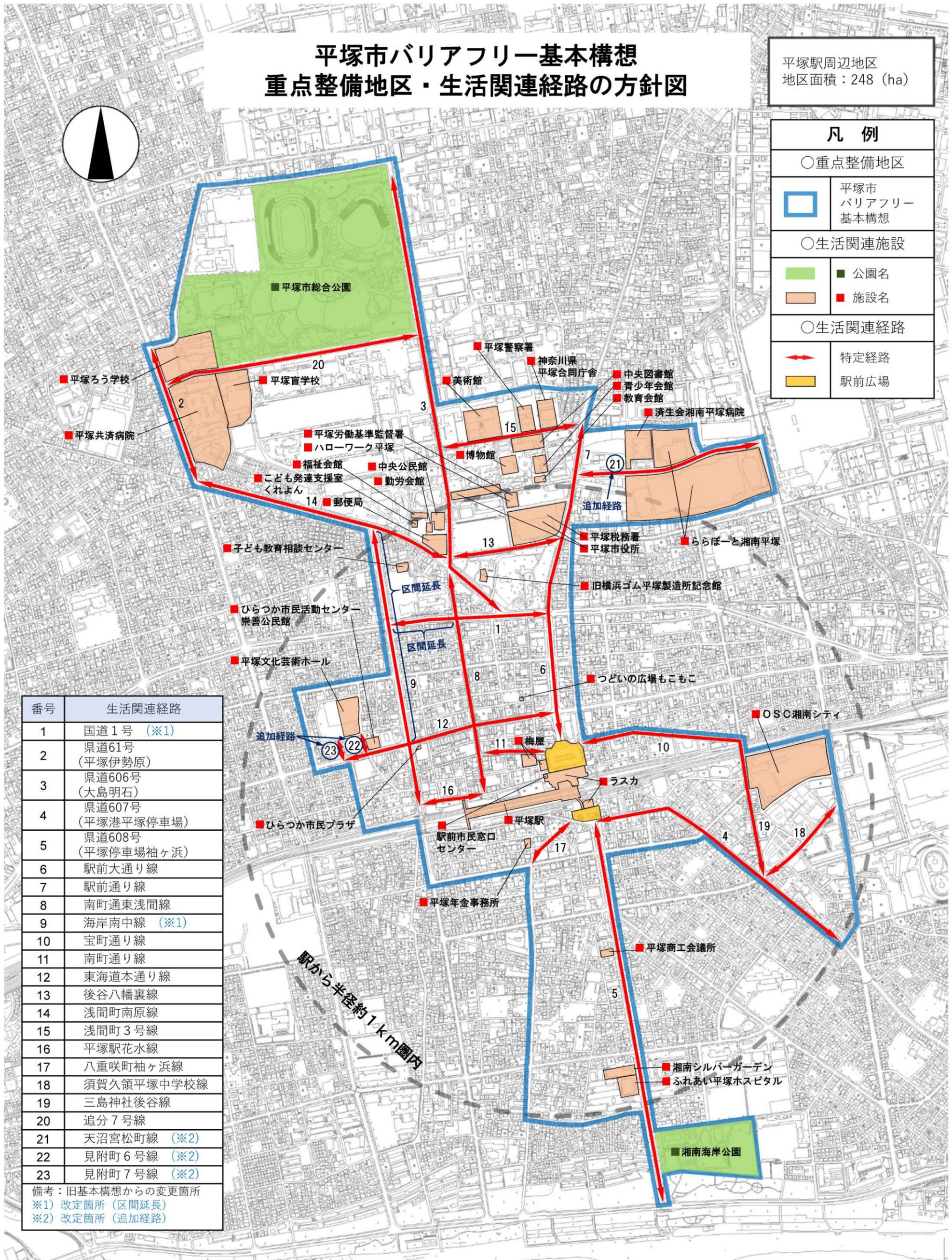
● 旧基本構想の重点整備地区から、まちづくりの変化や利用者ニーズを踏まえ、次のとおり重点整備地区を設定します。

平塚市バリアフリー基本構想
重点整備地区・生活関連経路の方針図

平塚駅周辺地区
地区面積：248 (ha)

凡例

○重点整備地区	
■平塚市バリアフリー基本構想	
○生活関連施設	
■公園名	■施設名
○生活関連経路	
→特定経路	
■駅前広場	



番号	生活関連経路
1	国道1号 (※1)
2	県道61号 (平塚伊勢原)
3	県道606号 (大島明石)
4	県道607号 (平塚港平塚停車場)
5	県道608号 (平塚停車場袖ヶ浜)
6	駅前大通り線
7	駅前通り線
8	南町通東浅間線
9	海岸南中線 (※1)
10	宝町通り線
11	南町通り線
12	東海道本通り線
13	後谷八幡裏線
14	浅間町南原線
15	浅間町3号線
16	平塚駅花水線
17	八重咲町袖ヶ浜線
18	須賀久領平塚中学校線
19	三島神社後谷線
20	追分7号線
21	天沼宮松町線 (※2)
22	見附町6号線 (※2)
23	見附町7号線 (※2)

備考：旧基本構想からの変更箇所
 ※1) 改定箇所 (区間延長)
 ※2) 改定箇所 (追加経路)